

# 福祉タクシー無料乗車券について

## ★無料乗車券交付対象者

### 《70歳以上等の方》

●福祉タクシー利用対象者のうち、市町村民税が課税されている者がいない世帯に属し、次のいずれかに該当する方が対象。

- ① 70歳以上の方。
- ② 身障者（1・2級）・療育・精神障害者保健福祉手帳、いずれかの交付を受けている方。

※課税年度は4、5月利用申請の場合は前年度、6月以降の利用申請は当年度とします。

交付は同一年度に一人1回限り（片道12回分）、期限は年度末（3月31日）までの1年間となります。

### 《免許自主返納者等の方》

●福祉タクシー利用対象者のうち、次のいずれかに該当する方が対象。

- ① 運転免許証の更新をせずに失効し、その日から5年を経過していない方。
- ② 運転免許証を返納した日から5年を経過していない方。

●自主返納をしたことが確認できる書類等の写しが必要です。確認書類等については主に次のとおりです。

- ① 免許の有効期限が切れている免許証（更新手続き済の押印・パンチ穴がないもの）。
- ② 取消通知書又は運転経歴証明書。

※片道12回分×3年間、計36回分。（3年に亘って交付）

## ★申請手続きについて

●役場総務課まちづくり係と保健福祉総合センターで申請手続きができます。

## ★各種問合せ先

●役場総務課まちづくり係 TEL 2-3131

●保健福祉総合センター保健福祉課福祉係 TEL 2-2040